

## 研究会の運営について

令和2年9月30日

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会座長

「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会の開催について」（令和2年9月23日男女共同参画局長決定）第4項に基づき、研究会の運営について、以下のとおり定める。

### 1 開催方法

研究会は、原則として、オンラインで開催する。なお、新型コロナウイルス感染症の状況により、対面で開催する場合もある。

### 2 議事の公表の在り方

- (1) 研究会は、非公開とする。
- (2) 研究会の終了後速やかに、配布資料を公表する。また、議事録を作成し、発言者に確認の上、公表する。